

## 「JAリフォームローンジャックス型」商品概要説明書

（令和2年4月1日現在）

商品名	JAリフォームローンジャックス型
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅の増改築及び住宅の設備機器購入。</li> <li>●バリアフリー工事及び介護機器購入。</li> <li>●キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム。</li> <li>●エコキュート、太陽光発電システム購入。</li> <li>●耐震強化工事資金等。</li> <li>●上記資金使途のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金。</li> <li>●上記資金使途のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金。 ただし、住宅ローンの返済実績が5年以上あること。</li> <li>●上記資金使途の資金で同時に家電・家具を購入または買い替えるための資金。</li> <li>●リフォームローンの借換資金。</li> <li>●10kw以上50kw未満の産業用太陽光発電システム購入資金。</li> </ul>
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人の組合員であること。ただし、地区内に居住する者または県内に居住し地区内に勤務地を有する者。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</li> <li>●お借入申込時の年齢が20歳以上、完済時の年齢80歳未満。</li> <li>●住居が本人または、同居の配偶者、親または子の所有物件であること。また、産業用太陽光発電システムの利用については、自己所有地であること。</li> <li>●安定継続した収入の見込める方。</li> <li>●過去に不渡り、延滞の事故がなく、㈱ジャックスの保証が受けられる方。</li> <li>●リフォームローン、または住宅ローンの借換を資金使途に含む場合、借換対象ローンで直近6ヵ月以内に返済延滞がない方。</li> <li>●工事完了後、販売（工事施工）業者へ振込が可能な方。</li> </ul>
お借入れ額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10万円以上1500万円以内（1万円単位）。</li> <li>・ただし、農業者を除く自営業者は1000万円以内とします。</li> </ul>
お借入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6ヶ月以上20年以内（1ヶ月単位）。</li> <li>・お借換の場合は、残存期間内を上限とします。</li> </ul>
お借入れ利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。</li> <li>●金利は、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。</li> </ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要です。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAが指定する保証機関（株式会社 ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</li> </ul>
団体信用 生命共済	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体信用生命共済に加入していただきます。</li> </ul> <p>※但し、融資金額が1000万円以内且つ償還期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済の加入は任意とします。</p>

<p>手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不要です。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お申込みに際して、当JA及び当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>● 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
<p>苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）またはリスク管理室（電話：0898-22-7233）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に 対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948- 5656）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク 管理室または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</li> </ul>

